

サービス付き高齢者向け住宅の補助に際し文京区が事業者を求める基準

2022 文福福第 1162 号令和 5 年 3 月 31 日福祉部長決定

1 目的

この基準は、区の区域内（以下「区内」という。）において、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅を整備しようとする者（以下「事業者」という。）が、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成 26 年国住心第 178 号）又は東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱（26 都市住民第 1714 号）に定める補助を受けるに当たり、本区が事業者を求める基準を定めるとともに、高齢者の居住の場としてふさわしい生活環境及び良質なサービスの確保並びに地域環境との調和を保つことを目的とする。

2 基準

事業者は、次に掲げる基準の全てを満たさなければならない。

(1) 設置戸数

1 棟当たりの住戸数を 5 戸以上とする。

(2) 区民の優先入居

管理開始時の入居者は、区内に引き続き 3 年以上居住している区民とする。ただし、管理開始後 3 月以上空き住戸の場合は、この限りでない。

(3) 近隣地域住民への説明

事業者は、住宅の建設前に計画地の近隣地域の住民に対し、事業計画の概要、運営の方針等を十分に説明し、理解を得るとともに、将来にわたって当該住民と良好な関係を維持するよう努めなければならない。

(4) 地域との連携

事業者は、近隣地域の住民と入居者との交流や支え合いができるよう、入居者の地域の町会又は自治会への加入や地域行事への参加を促進する環境づくりに努めること。また、住宅内に交流スペース等が設置されている場合は、地域行事等に提供するよう努めること。

(5) 防火・防災対策

事業者は、住宅における防火・防災対策を十分に講じ、入居者を対象とした避難訓練の実施や地域の防災訓練への参加等、入居者の安全確保に努めなければならない。

(6) 法令等の遵守

事業者は、関係する法令等を遵守するとともに、必要な場合には報告の求めに応じる等、関連官署と十分な連携を取り、適正で良好な施設を整備し、運営・管理すること。

(7) 区の調査への協力

事業者は、区が実施する調査に協力すること。

(8) その他

本基準の規定により難しい事項については、区とその都度協議を行う。

付 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。